

郡山女子大学・郡山女子大学短期大学における

研究活動の不正行為に関する受付窓口

○研究活動の不正行為に関する通報及び情報提供、又は相談を学内外から受け付けます。

【受付窓口】

郡山女子大学不正防止委員会（担当：事務局長 降矢 正一）

〒963-8503 福島県郡山市開成 3-25-2

TEL 024-932-4848（内線 265） fax 024-933-6748

E-mail : soumu@koriyama-kgc.ac.jp

【受付時間】

8：30～17：00（土曜日、日曜日、祝日、学園指定の休日を除く）

【受付方法】

通報用又は相談用フォーマット（別掲）に必要な事項を記入していただき、郵送、ファックス、電子メールにてご連絡いただくか、電話、面談でも受け付けます。

【対 象】

- ・架空請求等により業者に研究費を預け金として託すこと。
- ・実態を伴わない旅費、謝金及び給与を請求すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・その他、研究費の不正使用に該当すると思われるもの。
- ・特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は通報したことを理由として、不利益を受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。